

各料金の軽減制度(軽減の適用を受けるためには、保険者市町村に申請をしてください。)

(1) 高額介護サービス費制度

高額介護サービス費制度とは、介護保険のサービスを利用した月の利用者負担合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が一定の額を超えたときにあとから支給される制度です。

区 分	世帯の上限額（月額）
年収約1,160万円以上の方	140,100（世帯）
年収約770万円以上約1,160万円未満の方	93,100（世帯）
年収約383万円以上約770万円未満の方	44,400（世帯）
世帯の全員が市町村民税 非課税	24,600（世帯）
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が 80万円以下の方	24,600（世帯）
	15,000（個人）
生活保護を受給している方等	15,000（世帯）

(2) 施設を利用した場合の居住費・食費の負担限度額（介護保険負担限度額）

施設やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への助成（補足給付）制度があります。

利用者 負担段階	所得の状況	預貯金等の 資産状況	食費		居住費
			短期	施設	
1	生活保護受給者の方	単身： 1,000万円以下	300円	300円	820円
	世帯 民 税 全 員 が 市 町 村	老齢福祉年金受給者の方			
2	前年の合計所得金額+年金の収 入額が 80万円以下の方	単身： 650万円以下	600円	390円	820円
		夫婦： 1,650万円以下			
3-①	前年の合計所得金額+年金の収 入額が 80万円超120万円以 下の方	単身： 550万円以下	1,000円	650円	1,310円
3-②	前年の合計所得金額+年金の収 入額が 120万円超の方	単身： 500万円以下			
		夫婦： 1,500万円以下			
4	要件を満たさない方		1,445円		2,006円

(3) 高額医療・高額介護合算制度

同じ世帯（医療保険上の世帯です）において、1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が高額になり、世帯の所得区分に応じて定められた合算算定基準額（自己負担の上限額）を超える場合に、自己負担を軽減する制度です。

(4) 食費・居住費の特例減額措置

- ① 2人以上の市町村民税課税世帯の方
- ② 世帯の年間収入から施設の利用者負担（介護サービスの利用者負担、食費・居住費）の見込額を除いた額が80万円以下
- ③ 世帯の預貯金等の額が合計450万円以下
- ④ 介護保険施設に入所し、現在補足給付を受けていない
- ⑤ 日常生活に供する資産以外に資産がない
- ⑥ 介護保険料を滞納していない

(5) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業

以下①～⑤の要件を全て満たす方等のうち、生計が困難な方として市町村長が認めた方。

- ① 世帯の年間収入が150万円以下（世帯員1人ごとに50万円を加算）で市町村民税非課税世帯
- ② 預貯金等の額が合計350万円以下（世帯員1人ごとに100万円を加算）
- ③ 日常生活に供する資産以外に資産がない
- ④ 親族等に扶養されていない
- ⑤ 介護保険料を滞納していない